**誓　約　書**

外国人材定着支援補助金支給要領（以下「要領」という。）第７条の規定に基づき交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

１　要領に記載された要件を満たしており、申請書及び添付書類の記載事項に虚偽がないこと。

　２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項（風俗営業）及び第５項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

４　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第15条に規定する改善命令、又は第16条に規定する認定の取消し、第36条に規定する改善命令、又は第37条に規定する許可の取消しを受けた者ではないこと。

５　当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

６　本事業で補助対象とする経費が、国、地方公共団体並びに独立行政法人の補助事業と重複していないこと。

* 申請に関わる提出書類について、審査終了後、島根県中小企業団体中央会が保管することに同意します。
* 本事業の応募に係る提出書類に記載された個人情報等について、島根県中小企業団体中央会及び島根県が以下の目的で使用することに同意します。

・本事業における補助金交付申請者の申請内容の管理のため。

・申請受付後の事務連絡のため。

年　　月　　日

島根県中小企業団体中央会会長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所※※法人、団体にあっては事務所所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |  |